

## 開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 29 年 3 月 31 日 ← 届出日を記入 ←

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名 印

届出者は原則  
建主とします

行為着手の  
30日前ま  
でに届出が  
必要となり  
ます。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	八戸市〇〇一丁目〇-〇
	2 開発区域の面積	3,000平方メートル
	3 建築物の用途	病院
	4 工事の着手予定年月日	平成29年4月30日 ←
	5 工事の完了予定年月日	平成29年10月1日
	6 その他必要な事項	(連絡先) 八戸市〇〇一丁目〇-〇 〇〇設計 担当: 〇〇 電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇〇

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。